

別表十六(一) 「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

○ 各欄の記載要領（補正分（※下線部が補正した箇所です。））

平成 24 年 1 月 10 日以後に終了する事業年度分の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「租税特別措置法適用条項 31」	<p>措置法又は震災特例法による特別償却に関する規定又は割増償却に関する規定の適用を受ける場合に、条文番号等を上段に記載します。</p> <p>また、その特別償却率又は割増償却率を「()」に記載します。</p> <p>なお、震災特例法による特別償却又は割増償却の規定の適用を受ける場合にあっては、この欄の「租税特別措置法」とあるのは、「震災特例法」として記載します。</p>	